

《誓約及び就任承諾書の作成例》

設立総会開催日又はそれ以降の就任を承諾した日を記載します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

「住所又は居所」及び「氏名」の欄は、住民票どおりに記載します。

住所又は居所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番
20号
氏名 栃木 花子

誓約及び就任承諾書

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾します。

「監事」の場合は、下線の部分を「監事」と記載します。

原本は法人で保管すべきものです。所轄庁へは原本をコピーしたものを提出してください。

《参考》 特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の3〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 五 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

《参考》 特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の三の一を超えて含まれることにはならない。

（ 役員の数分が5人以下の場合、配偶者及び三親等以内の親族は一人をも含まれてはなりません。役員の数分が6人以上の場合、各役員につき配偶者及び三親等以内の親族一人を含むことができます。 ）